

第1問 1-1 (3点)

A社は、家電製品の製造販売業を営んでいる。近時、A社の家電製品と同じ機能を持つ他社の製品甲が市場に流通しており、製品甲は、A社の技術情報(秘密情報)を用いなければ製造し得ないものであることが明らかとなった。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。なお、A社の秘密情報は、不正競争防止法上の営業秘密に該当するものとする。

- ① A社が調査を行ったところ、第三者Bが、A社のコンピュータシステムに不正にアクセスしてA社の秘密情報を取得した後、A社の従業員を装って、家電製品の製造販売業者であるC社の従業員Dに当該秘密情報を売り渡していたことが明らかとなった。この場合、Dが、当該秘密情報を購入する際に、当該秘密情報はBが不正取得行為により取得したものであることを知らなかったときは、知らなかったことにつきDに重過失があったとしても、Dが当該秘密情報を取得した行為は、不正競争防止法上の不正競争には当たらない。
- ② A社が調査を行ったところ、A社の家電製品の製造を請け負っているE社の代表者Fが、A社に損害を加える目的で、A社から開示された秘密情報をインターネット等に流出させていたことが明らかとなった。この場合、Fには自己の利益を図る意思がないため、Fが当該秘密情報を流出させた行為は、不正競争防止法上の不正競争には当たらない。
- ③ A社が調査を行ったところ、競合他社であるG社が不正競争によりA社の秘密情報を取得し、当該秘密情報を使用した製品甲を製造していることが明らかとなった。この場合、A社は、G社が製品甲を販売する前であれば、G社に対して、不正競争防止法に基づき製品甲の販売の差止めを請求することができるが、G社が製品甲の販売を開始した後は、不正競争防止法に基づき製品甲の販売の差止めを請求することができない。
- ④ A社が調査を行ったところ、競合他社であるH社が不正競争によりA社の秘密情報を取得し、当該秘密情報を使用した製品甲を製造販売していることが明らかとなった。そこで、A社は、H社に対して、不正競争によって侵害されたA社の営業上の利益につき、損害賠償を請求することとした。この場合において、A社が不正競争により被った損害の賠償を請求するにあたっては、損害の立証を容易にするため、不正競争防止法上、損害額を推定する等の規定が設けられている。

- ⑤ A社が調査を行ったところ、第三者Iが、興味本位でA社のコンピュータシステムに不正にアクセスし、A社の秘密情報を取得していたことが明らかとなった。Iは、家電製品の製造販売業者の従業員等ではなく、また、当該秘密情報を使用したり、第三者に開示した事実はなく、当該秘密情報を用いた製品甲の流通とは無関係であった。この場合、Iが当該秘密情報を取得した行為は、不正競争防止法上の不正競争には当たらない。

第1問 1-2 (3点)

指名委員会等設置会社に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 指名委員会等設置会社においては、指名委員会、監査委員会および報酬委員会のすべてを置かなければならず、また、監査役を置くことはできない。
- ② 取締役は、執行役と共同して、指名委員会等設置会社の業務を執行する。
- ③ 指名委員会は、いつでも取締役の選任および解任を行うことができる。
- ④ 執行役が複数選任されている場合、報酬委員会は、執行役の報酬の内容を決定するにあたって、執行役全員の報酬の総額を定めることができるが、個々の執行役の報酬の内容を決定することはできない。
- ⑤ 執行役が法令または定款に違反する行為をし、これにより指名委員会等設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあったとしても、監査委員は、当該執行役に対し、当該行為をやめることを請求することはできない。

第 1 問 1 - 3 (3 点)

特許法に関する次のア～オの記述うち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から 1 つだけ選びなさい。

- ア. 医薬品メーカーに勤務する X は、従来より低廉な費用で薬品 A を生産することを可能とする方法を考案した。当該薬品 A を生産する方法は、特許を受けることができる発明に該当し得る。
- イ. 個人事業主である X は、自己の発明について特許庁に特許出願をした。この場合、X が、特許庁長官に対して、出願公開の請求をしなければ、一定の期間が経過したとしても、当該出願が公開されることはない。
- ウ. X は、個人的に洗濯機の繊維くずを効果的に取り除く機器を発明したが、特許権の設定登録を受けていない。この場合、電機メーカーの Y 社は、当該発明につき X が特許出願をする前であっても、X から特許を受ける権利を譲り受けることができる。
- エ. X と Y がスマートフォンのバッテリーに関する特許権を共有している場合、X は、契約で別段の定めをした場合を除き、Y の同意を得ないで当該特許権にかかる特許発明の実施をすることができる。
- オ. X は、風力発電を効率化する装置を発明したが、特許権の設定登録を受けていない。この場合において、X が当該発明の商品化のために Y 社から融資を受けるときは、Y 社は、融資をするに際し、当該発明についての特許を受ける権利に質権の設定を受けることができる。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウエ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第1問 1-4 (3点)

債権の担保に関する次のア～オの記述うち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. X社は、Y社との間で、Y社に製品を売り渡す旨の売買契約を締結した。当該契約では、売買代金は分割払いとし、代金全額が支払われるまでは当該製品の所有権をX社に留保する旨の約定(所有権留保)がなされていた。この場合、本件所有権留保は、当該製品の引渡しがなくとも、当事者間で合意をした時点で成立する。
- イ. X社は、Y社に対して有する貸金債権を担保するため、仮登記担保法に基づき、Y社が借入金を弁済しないときにはY社が所有する甲土地の所有権をX社に移転する旨の代物弁済の予約をY社との間で行い、その仮登記を経た。この場合において、担保権を有しない他の債権者により甲土地が強制競売に付されたときは、X社は、競売代金から他の債権者に先立って優先的に弁済を受けることはできない。
- ウ. X社は、Y社に売却した製品の売買代金債権の担保として、Y社の工場にある工作用機械1台に譲渡担保の設定を受けることとした。この場合、X社は、Y社から当該工作用機械の占有改定ではなく現実の引渡しを受けなければ、譲渡担保権を第三者に対抗することはできない。
- エ. X社は、Y社に売却した製品の売買代金債権の担保として、Y社の倉庫内にある、構成部分の変動する在庫製品に譲渡担保の設定を受ける場合、当該在庫製品の種類、所在場所および量的範囲を指定する方法によって目的物の範囲を特定することができれば、当該在庫製品を一個の集合物として譲渡担保の目的とすることができる。
- オ. X社は、Y社に売却した製品の売買代金債権の担保として、Y社が所有する絵画に譲渡担保の設定を受けた。Y社が期限を徒過してもX社に売買代金を支払わない場合、X社は、譲渡担保を実行して当該絵画を取得することができ、当該絵画の適正評価額が売買代金債権の額を上回っていても、Y社に対しその差額を清算する必要はない。

- ① アウ ② アエ ③ イウ ④ イオ ⑤ エオ

第2問 2-1 (3点)

X社は、インターネット上の自社のウェブサイトで、自社商品を販売している。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。なお、X社による自社商品の販売は、特定商取引法が適用される通信販売に該当するものとする。

- ① X社は、消費者Yからの商品購入の申込みに対し、電子メールで承諾の意思表示をした。この場合、X社とYとの間に商品の売買契約が成立するのは、X社が当該電子メールを発信した時であり、Yに当該電子メールが到達した時ではない。
- ② X社は、未成年者であるYに商品を販売した。この場合、電子商取引には、民法の制限行為能力者に関する規定は適用されないため、Yは、自己が未成年者であることを理由に、X社との間の商品の売買契約を取り消すことができない。
- ③ X社は、消費者Yに商品を販売した。この場合、X社とYとの間の売買契約には、消費者契約法が適用される。
- ④ 消費者Yは、要素の錯誤により意図しない商品購入の申込みをし、X社との間で商品の売買契約を締結したが、その後、錯誤を理由として当該売買契約の無効を主張した。この場合において、Yに重大な過失があるときは、X社は、自社のウェブサイト購入者の申込みの意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じていなくても、Yに対し、当該売買契約は無効ではない旨を主張することができる。
- ⑤ X社は、消費者Yとの間で、商品の売買契約を締結した。この場合、X社が自社のウェブサイト上に、瑕疵のない商品の返品を認めない旨の表示を所定の方法により行っていたとしても、Yは、商品の引渡しを受けた後一定期間内であれば、無条件で当該売買契約を解除することができる。

第2問 2-2 (3点)

A社は、B社に融資をするにあたり、Cとの間で、B社のA社に対する借入金債務を主たる債務とする連帯保証契約を締結しようとしている。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×としたときの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. A社とCとの間の連帯保証契約は、民法上、A社とCとの間で合意をするのみでは足りず、書面または電磁的記録によってなされなければ、その効力を生じない。
- イ. A社がCとの間で本件連帯保証契約を締結した後、B社が、A社に対しCを連帯保証人とすることに反対の意思を表示した場合、A社とCとの間の連帯保証契約は無効となる。
- ウ. Cは、B社の意思には反していないものの、B社の委託を受けずに、A社との間で連帯保証契約を締結した後、民法の規定に従い、A社に対し保証債務を履行した。この場合、Cは、B社に対して、保証債務を履行した当時B社が利益を受けた限度においてのみ求償権を有する。
- エ. CがB社の委託を受けてA社との間で連帯保証契約を締結していたとしても、連帯保証人であるCには、保証債務を履行する前に求償する事前求償権は認められない。
- オ. CのほかにDも、B社のA社に対する借入金債務を主たる債務として、A社との間で連帯保証契約を締結した。この場合であっても、Cは、主たる債務である借入金債務の全額について保証債務を履行する責任を負う。

- | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① | アー○ | イー○ | ウー○ | エー× | オー× |
| ② | アー○ | イー○ | ウー× | エー○ | オー○ |
| ③ | アー○ | イー× | ウー○ | エー× | オー○ |
| ④ | アー× | イー○ | ウー× | エー○ | オー○ |
| ⑤ | アー× | イー× | ウー○ | エー○ | オー× |

第2問 2－3 (3点)

A社は、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者である。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、営業活動を通じて顧客からその個人情報を取得したが、その利用目的を公表していなかった。この場合、個人情報保護法上、A社は、その利用目的を本人に通知した上で、さらに公表しなければならない。
- ② A社は、自社の保有する個人情報の利用目的を変更する場合、あらかじめ本人の同意を得ないで、従前の利用目的を一切考慮することなく、任意に、利用目的を変更することができる。
- ③ A社は、自社の保有する個人データを、子会社であるB社に提供し、B社の事業活動に利用させることとした。この場合、A社は、当該個人データにかかる本人の同意を得ることなく、任意に、B社に個人データを提供することができる。
- ④ A社は、A社から商品を購入したことのあるCに対し、年に2回程度ダイレクトメールを送付していたが、Cから、「今後A社の商品を購入することはない」ことを理由に、A社が保有するCにかかるすべての保有個人データの消去を求められた。この場合、個人情報保護法上、A社は、Cの求めに応じて、直ちに、Cにかかるすべての保有個人データを消去しなければならない。
- ⑤ A社は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)に基づき、社会保険および税に関する事務の処理のために、その従業員であるDから個人番号の提供を受けている。この場合、A社は、たとえDの同意を得ていても、原則として、第三者にDの個人番号を含む個人情報(特定個人情報)を提供することができない。

第2問 2-4 (3点)

X市内の有力建設業者であるA社は、X市内の他の有力建設業者であるB社らとともに「X市建設業協議会」という組織を運営しており、この協議会にはX市内のほとんどの建設業者が加入している。この協議会では、X市の発注する公共工事の担当職員であるYを招いて勉強会と称する会合を開催していた。そして、勉強会では、Yの主導の下、X市発注の公共工事の指名競争入札について、Yの意向に沿う落札者を建設業者間であらかじめ決定していた(以下、「本件行為」という)。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×としたときの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. X市建設業協議会では、本件行為に基づく落札者の決定に違反した建設業者に対して罰則等の不利益処分を科す旨の取決めはなされていなかった。この場合、本件行為が独占禁止法上の不当な取引制限に該当することはない。
- イ. 公正取引委員会の調査の結果、本件行為が入札談合に該当し、Yに入札談合等関与行為があると認められるときは、公正取引委員会はX市の市長に対して改善措置を講ずるよう求めることができる。
- ウ. 公正取引委員会の調査の結果、本件行為は不当な取引制限に該当すると認められた。この場合、公正取引委員会は、本件行為について、直ちに排除措置を命じることができ、あらかじめ、A社らから意見を聴取する等の手続を経る必要はない。
- エ. B社は、X市建設業協議会に加入する他の建設業者に先立って、公正取引委員会に対し本件行為に関する情報を提供した。公正取引委員会は、当該情報提供に基づき調査を開始した結果、本件行為を不当な取引制限に該当すると認め、A社らに対して課徴金の納付を命じた。この場合であっても、B社は、納付すべき課徴金を減額または免除されることはない。
- オ. 公正取引委員会は、調査の結果、本件行為を不当な取引制限に該当すると認め、A社らに課徴金の納付を命じた。この場合、A社は、当該課徴金納付命令に不服があるときは、東京地方裁判所に命令取消しの訴えを提起することができる。

- | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① | アー○ | イー○ | ウー○ | エー○ | オー× |
| ② | アー○ | イー× | ウー○ | エー× | オー○ |
| ③ | アー○ | イー× | ウー× | エー○ | オー○ |
| ④ | アー× | イー○ | ウー× | エー× | オー○ |
| ⑤ | アー× | イー○ | ウー× | エー○ | オー× |

第3問 3-1 (3点)

株主会社の設立に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 株式会社の設立に際して作成される定款に、定款の記載事項として会社法に定められていない事項である定時株主総会の招集時期や取締役の定員を記載した場合、定款自体が無効となる。
- イ. 株式会社の設立にあたって、出資の対象となる財産は金銭のみであり、不動産や有価証券等の金銭以外の財産は出資の対象とはならない。
- ウ. 募集設立における株式の引受人は、出資の履行をしない場合、当該株式の株主となる権利を失う。
- エ. 株式会社の設立に際して当該株式会社に出資された財産の額については、資本金に計上することはできず、そのすべてを資本準備金に計上しなければならない。
- オ. 発起人は、会社の設立についてその任務を怠った場合、会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- ① アイ ② アエ ③ イウ ④ ウオ ⑤ エオ

第3問 3-2 (3点)

消費貸借契約に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 消費貸借契約とは、当事者の一方が使用収益した物それ自体を返還することを約束して、相手方からその物を受け取ることによって効力が生じる契約をいう。
- ② 当事者の一方のみが商人である金銭消費貸借契約においては、利息の約定をしなくても、貸主は借主に対し商事法定利息を請求することができる。
- ③ 借主が貸主に借入金を分割して返済する旨の定めがある金銭消費貸借契約が締結された場合において、借主が、一度でもその返済を怠ったときは、貸主との間に特段の約定がなくても、民法上、借主は、残債務全部につき当然に期限の利益を失い、残債務を一括して返済しなければならない。
- ④ 利息制限法の規定する利率の上限を超える利息の約定のある金銭消費貸借契約は、利息制限法上、当該契約自体が無効である。
- ⑤ 貸金業法上、貸金業者は、個人顧客を相手方とする貸付けにかかる契約を締結することにより、当該個人顧客の借入残高がその年収等の一定割合を超えるときは、原則として、当該契約を締結してはならない。

第3問 3-3 (3点)

企業活動と地域社会とのかかわりに関する次の文章中の下線部(a)～(e)の記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

企業は、営利のみを追求するのではなく、環境保全や社会福祉についても法令を遵守し、また、社会的責任(CSR)を果たすことが求められている。

環境保全については、環境基本法が制定され、わが国の環境保全の基本理念が定められ、個別に様々な立法がなされている。大気汚染防止法や水質汚濁防止法では、ばい煙や汚濁物質の排出などが規制されている。(a) 大気汚染防止法や水質汚濁防止法では、被害者救済のための各種の規定が設けられているが、加害者に過失がなくても損害賠償責任を負わせる無過失損害賠償責任までは定められていない。また、(b) 地方公共団体は、環境保全を目的とする条例を定めることができるが、国の法律で規制されている事項については、条例を定めることはできない。

このような排出規制だけでなく、廃棄物の再利用や地球環境保護の観点からの立法もなされている。例えば、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(再生可能エネルギー促進法)は、太陽光発電などの積極的利用を定めている。(c) 再生可能エネルギー促進法上、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める一定の期間、所定の価格により買い取ることを電気事業者に義務づける制度が設けられている。

企業は、このような環境保全に留意をするだけでなく、高齢者や身体障害者などに配慮した企業活動を行う必要があり、かかる観点からも様々な立法がなされている。例えば、(d) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)では、所定の施設を新設する場合には、高齢者や障害者に使い易い施設とすることを一定の企業に対し義務づけている。

また、身体障害者の自立および社会参加の促進への寄与の観点から、身体障害者補助犬法が制定されている。(e) 身体障害者補助犬法上、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、原則として、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。

- ① a b c ② a b d ③ a c e ④ b d e ⑤ c d e

第3問 3-4 (3点)

民事訴訟法上の少額訴訟に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① X社は、消費者であるYが商品代金10万円を支払わないため、売買代金請求訴訟を提起することとした。この場合、少額訴訟は当事者双方が事業者であるときに利用することができる手続であるため、X社は、消費者であるYを被告として少額訴訟を提起することはできない。
- ② X社は、複数の取引先に対してそれぞれ5万円程度の未回収の売掛金があるため、少額訴訟によりこれを回収することとした。この場合、少額訴訟の利用回数には一定の制限が設けられているため、X社は、回数の制限なく少額訴訟制度を利用することはできない。
- ③ X社は、Y社の債務不履行について、10万円の損害賠償を求めて簡易裁判所に少額訴訟を提起したが、裁判所が下した判決に不服があった。この場合、X社は、上級裁判所である地方裁判所に上訴をすることができる。
- ④ X社は、Y社に駐車場を賃貸しているが、Y社の使用方法が不適切であるとして、当該駐車場の賃貸借契約を解除し、Y社の車両を撤去させることとした。この場合、X社は、当該賃貸借契約を解除し当該駐車場の明渡しを求める少額訴訟を提起することができる。
- ⑤ X社が、Y社に20万円を貸し付けたがY社が返済をしないため、貸付金の返済を求める少額訴訟を提起した。この場合において、当該訴訟を審理した裁判所は、X社の請求を認容する判決をするときは、Y社の借入金の返済について、一括して支払うことを命じなければならないが、分割払いで返済することを命じることはできない。

第4問 4-1 (3点)

A株式会社における取締役の責任に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。なお、A社は、会社法上の公開会社であるものとする。

- ① A社の取締役Bの任務懈怠によりA社に損害が生じたにもかかわらず、A社は、Bにその賠償を請求していない。この場合、A社の株式を6ヶ月前から引き続き有する株主Cは、原則として、直ちに、Bを被告として責任追及等の訴え(株主代表訴訟)を提起することができる。
- ② A社の取締役Bの任務懈怠によりA社に損害が生じ、BがA社に対して損害賠償責任を負う場合、A社は、A社の総株主の同意があつたとしても、当該損害賠償責任を免除することはできない。
- ③ A社の取締役Bがその職務を行うについて重大な過失があつたことによりA社の債権者Dに損害が生じた。この場合、Bは、Dに生じた損害を賠償する責任を負う。
- ④ A社の代表取締役Eの任務懈怠によりA社に損害が生じた。この場合、A社の取締役Fは、Eを監視する義務を怠っていたとしても、会社法上、A社に対する損害賠償責任を負わない。
- ⑤ A社は、取締役会の決定により、株式会社の業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)の整備についての定めを置いている。この場合、A社には当該内部統制システムの整備についての定めがあるため、会社法上、A社の代表取締役Eの任務懈怠によりA社に損害が生じたとしても、Eは、A社に対し、損害賠償責任を負うことはない。

第4問 4-2 (3点)

民法上の不法行為に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① Aは、知人のBと口論になり、Bに掴みかかろうとしたところ、これを避けようとしたBに突き飛ばされ、転倒して負傷した。Bに正当防衛が成立する場合、Bは、Aに対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負わない。
- ② Aは、Bの運転する自転車で歩道上で追突され、負傷した。AがBを被告として不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した場合、Bが自らの損害賠償責任を免れるためには、自らに故意または過失がなかったことを主張し証明しなければならない。
- ③ Aは、Bがインターネット上で公開しているウェブサイトにもAを誹謗中傷する内容の記事を掲載したことにより、その名誉を毀損された。この場合、Aは、不法行為を理由にBを被告として提起した民事訴訟において、精神的苦痛に対する慰謝料などの賠償を求めることはできるが、名誉を回復するための処分を求めることはできない。
- ④ Aは、自己の所有する乗用車を運転中、対向車線を走行中のBの運転するワゴン車に接触され、負傷し、これにより休業を余儀なくされ、また、Aの乗用車が破損した。本件事故の原因がBの前方不注意であった場合、Aは、Bに対し、治療費や修理費など現実に支出された金銭等の賠償を請求することはできるが、見込まれていたが得られなかった収入の賠償を請求することはできない。
- ⑤ Aは、B、CおよびDから暴行を受け、負傷した。B、CおよびDの行為が共同不法行為に該当する場合、Aが被った損害全部の賠償をBに対して請求しても、Bは、CおよびDに弁済の資力があることを証明すれば、損害賠償責任を免れる。

第4問 4-3 (3点)

日本のX社は、A国のY社との間で、Y社に電子機器を継続的に輸出する取引を行っていたが、Y社に納品された電子機器の一部に瑕疵が存在したことによりY社に損害が生じた。この場合におけるX社とY社との間の民事上の法的紛争に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. Y社は、X社に対する損害賠償請求訴訟をA国の裁判所に提起し、勝訴判決を得た。Y社は、当該判決が確定すれば、当該判決に基づいて、日本の裁判所で執行判決を得ることなく、X社が日本国内に所有する財産に対する強制執行を申し立てることができる。

イ. Y社は、X社に対する損害賠償請求訴訟をA国の裁判所に提起し、勝訴判決を得た。当該判決の内容が日本の公序良俗に反する場合、Y社は、A国において下された当該判決に基づいて、X社が日本国内に所有する財産に対して強制執行を申し立てることができない。

ウ. X社とY社が、本件紛争を仲裁により解決するため、日本の仲裁法に基づき仲裁合意をする場合、仲裁合意は、書面による必要はなく、口頭の合意で成立する。

エ. X社とY社は、本件取引を開始するに際し、日本の仲裁法に基づき、本件取引に関して生じるすべての民事上の法的紛争を仲裁により最終的に解決する旨の仲裁合意をしていた。この場合において、X社が本件紛争について日本の裁判所に民事訴訟を提起したときは、Y社は、原則として、仲裁合意があることを当該裁判所に申し立てて、その訴えの却下を求めることができる。

オ. X社とY社は、本件取引を開始するに際し、日本の仲裁法に基づき、本件取引に関して生じるすべての民事上の法的紛争を仲裁により最終的に解決する旨の仲裁合意をしていた。この場合において、本件紛争について日本の仲裁機関が仲裁判断を下した場合、X社は、仲裁判断の内容に不服があったとしても、本件紛争につき日本の裁判所に上訴をすることはできない。

- ① アイウ ② アウエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ イエオ

第4問 4-4 (3点)

労働組合と使用者の関係に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 使用者は、労働組合に対して、労働組合の運営のための経費の支払いにつき援助を行わなければならない。
- イ. 労働者が労働組合に加入せずまたは労働組合から脱退することを雇用条件とすることは、不当労働行為に当たる。
- ウ. 労働者は、使用者が不当労働行為に該当する行為をした場合、その旨を労働委員会に申し立てることができる。
- エ. 労働協約の適用を受けるのは、使用者との間で労働協約を締結した労働組合の組合員に限られ、いかなる場合であっても当該労働組合の組合員でない労働者に労働協約が適用されることはない。
- オ. 就業規則の定め反する労働協約は、無効である。

- ① アイ ② アオ ③ イウ ④ ウエ ⑤ エオ

第5問 5-1 (3点)

ソフトウェアの開発事業を営むA社は、その顧客から受託したソフトウェア開発業務の一部をB社に委託しようとしている。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、A社は下請代金支払遅延等防止法(下請法)上の親事業者に該当し、B社は下請法上の下請事業者該当するものとする。

- ア. A社は、B社にソフトウェアの開発業務を発注した場合、B社に対し、直ちに、B社が納品すべき成果物の内容、代金の額、支払期日および支払方法等を記載した書面を交付しなければならず、この書面の交付は、B社の承諾がある場合であっても、電子メール等の電磁的記録の方法によることはできない。

- イ. A社は、B社にソフトウェアの開発業務を発注し、これを完了させたB社から納品を受けたが、B社の責めに帰すべき理由がないのに、約定の支払期日に代金の一部をB社に支払わなかった。A社とB社との間に遅延損害金に関する定めがなくとも、A社が納品を受けた日から起算して60日を経過した日から支払いをする日までの期間について、その日数に応じて、A社は、未払代金に対し年14.6%の割合による遅延利息をB社に支払わなければならない。
- ウ. A社は、B社にソフトウェアの開発業務を発注し、これを完了させたB社から納品を受けた。納品時の検査において、成果物にB社の過失による瑕疵が発見された場合、A社は、B社に対し、当該成果物を返還し、瑕疵を修正した上で再度納品するよう求めることができる。
- エ. A社は、B社にソフトウェアの開発業務を発注し、これを完了させたB社から納品を受けた。この場合、A社は、B社の責めに帰すべき理由の有無を問わず、成果物の基本的な仕様の変更をB社に指示し、これによるやり直しに要する費用をA社が負担することなく、B社に対し、変更した仕様に従った開発業務のやり直しをさせることができる。
- オ. A社は、B社にソフトウェアの開発業務を発注した際に、下請法に違反して、同種のソフトウェアの開発業務に対し通常支払われる対価に比べて、著しく低い代金の額を定めた。そこで、B社は、公正取引委員会に対しこの事実を知らせた。この場合において、B社が公正取引委員会にこの事実を知らせたことを理由として、A社がB社との取引を停止する行為は、下請法に違反する。

- ① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第5問 5-2 (3点)

破産手続および民事再生手続に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 株式会社は、破産法の適用対象とされているが、民事再生法の適用対象とはされていない。

- ② 破産手続開始決定がなされた場合、破産管財人が選任され、破産者の経営権および財産の管理処分権は破産管財人に属するが、民事再生手続開始決定がなされた場合、管財人が選任されることはなく、再生債務者が経営権や財産の管理処分権を失うことはない。
- ③ 破産手続および民事再生手続のいずれにおいても、一定の条件の下で担保権の消滅を認める制度が設けられている。
- ④ 破産手続では、破産債権者は、原則として、一定の期間内に債権を届け出なければならないのに対し、民事再生手続では、再生債権者が自己の有する債権の届出をする制度は存在しない。
- ⑤ 民事再生手続において、民事再生手続開始の申立てが棄却され、または裁判所による再生計画認可決定がなされなかった場合、破産手続に移行することはなく、債務者は、任意整理手続によって自己の債権債務を整理するほかない。

第5問 5-3 (3点)

実用新案法および意匠法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 実用新案法上、考案とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいうが、そのうち実用新案登録を受けられるのは、産業上利用することができる考案であって物品の形状、構造または組み合わせにかかるものに限られる。
- ② 実用新案登録出願がなされると、特許庁により、当該出願にかかる考案が、産業上利用可能性、新規性、進歩性の要件を充たしているか否かの審査がなされ、これらの要件を充たしていなかった場合には、実用新案権の設定の登録はなされない。
- ③ 物品全体についての意匠だけでなく、その一部分のみの意匠についても、意匠登録の対象となる。
- ④ 1つの物品についての意匠だけでなく、2以上の物品の組み合わせによる意匠についても、意匠登録の対象となる。
- ⑤ 意匠権者には、意匠権を侵害した者に対する差止請求権、損害賠償請求権が認められている。

第5問 5-4 (3点)

A社は、P国の会社であるB社との間で、B社の製品Xを輸入する旨の契約を締結し、日本国内でXを消費者に販売しようとしている。次の①～⑤の記述は、A社内においてXの輸入販売に伴う責任について検討している甲と乙との会話の一部である。この会話における乙の発言のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。なお、Xは、消費生活用製品安全法上の特定製品に該当するものとする。

- ① 甲「当社がXを消費者に販売するにあたって、法律上、どのような点に注意する必要がありますか。」
- 乙「消費生活用製品安全法上、当社は、原則として、所定の技術基準に適合していることを示す表示をXに付さなければ、Xを販売または販売の目的で陳列することはできません。」
- ② 甲「Xの使用に伴う事故が生じた場合、輸入業者である当社はどのような対応をとる必要がありますか。」
- 乙「消費生活用製品安全法上、当社は、Xについて重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該事故発生の日から所定の期間内に、Xの名称や型式等一定の事項を内閣総理大臣（消費者庁長官）に報告しなければなりません。」
- ③ 甲「Xの使用に伴う事故が生じた場合に、輸入業者である当社がとるべき対応として、ほかには何がありますか。」
- 乙「消費生活用製品安全法上、当社は、Xについて製品事故が生じた場合には、当該事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生および拡大を防止するため必要があると認めるときは、Xの回収その他の危害の発生および拡大を防止するための措置をとるよう努めなければなりません。」
- ④ 甲「Xに製造物責任法上の欠陥が存在し、これによってXを購入した消費者に損害が生じた場合、輸入業者である当社は、製造物責任法に基づき当該消費者に対し損害賠償責任を負わなければならないのですか。」
- 乙「製造物責任法上の製造業者等には、製造物を業として輸入した者も含まれます。したがって、Xの欠陥により消費者の生命、身体または財産に損害が発生した場合には、当社が当該消費者に対し、損害賠償責任を負います。」

- ⑤ 甲「製造物責任法上の欠陥とは、どのようなものをいうのですか。」
乙「製造物責任法上の欠陥に該当するのは、製造物の設計について存在する欠陥と設計仕様通りに製造されずに生じた欠陥に限られます。したがって、Xに存在する、Xから除去することができない危険を取扱説明書や警告ラベルの貼付等によって消費者に警告をしなかったことにより消費者に損害が生じても、当該警告上の不備は、製造物責任法上の欠陥には当たりません。」

第6問 6-1 (2点)

株式会社の解散および清算に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 株式会社の解散は、株主総会の特別決議により行うことができる。
イ. 株式会社は、株主総会の決議により解散した後、清算が終了するまでの間、株主総会の特別決議により、株式会社を継続することができる。
ウ. 清算手続中の株式会社は、清算人を置かなければならないが、清算人となる者が定款の定めまたは株主総会の決議によって選任されていない場合、当該会社の取締役が清算人となる。
エ. 解散の前に監査役会設置会社であった株式会社は、清算手続開始後も、監査役会を置かなければならない。
オ. 清算手続中の株式会社は、株主総会を開催する必要はない。

- ① アイウ ② アイオ ③ アエオ ④ イウエ ⑤ ウエオ

第6問 6-2 (2点)

商法上の代理商に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 代理商と本人との間の法律関係は委任または準委任であり、代理商は本人に対して善良な管理者の注意義務を負う。
- ② 代理商は、本人と同種の事業を行う会社の取締役になるにあたっては、本人の許可を受けなければならない。
- ③ 代理商は、その営業の範囲内において本人のために取引の代理をした場合でも、代理商契約において報酬に関する約定をしていなければ、本人に対して報酬を請求することができない。
- ④ 代理商が、本人の許可を受けずに、自己または第三者のために本人の営業の部類に属する取引を行い、これによって生じた損害につき、本人がその賠償を代理商に請求した。この場合、当該取引によって代理商または第三者が得た利益の額が本人に生じた損害の額と推定される。
- ⑤ 代理商は、本人との間に別段の意思表示がない限り、取引の代理または媒介をしたことによって生じた債権の弁済期が到来しているときは、その弁済を受けるまで、本人のために占有する物または有価証券を留置することができる。

第6問 6-3 (2点)

債権の回収に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. X社がY社に対して有する100万円の売掛金債権については弁済期が到来していないが、Y社がX社に対して有する40万円の貸金債権については弁済期が到来している。この場合、民法上、X社は、両債権を対当額で相殺することができる。
- イ. X社がY社に対して有する100万円の貸金債権およびY社がX社に対して有する部品の引渡債権のいずれもが弁済期にある場合、民法上、X社は、両債権を対当額で相殺することができる。

- ウ. X社は、Y社に対し、弁済期の到来した100万円の請負代金債権を有しており、Y社は、取引先であるZ社に対し、弁済期の到来した売掛金債権を有している。この場合において、Y社が無資力であるにもかかわらず当該売掛金債権の行使を怠っているときは、X社は、裁判上または裁判外で債権者代位権を行使して、Z社に対し、売掛金の支払いを請求することができる。
- エ. X社は、Y社に対して有する100万円の売買代金債権について、Y社から、債務の本旨に従った弁済の提供を受けたが、その受領を拒んだ。この場合、Y社は、X社のために100万円を供託することにより売買代金債務を免れることができる。
- オ. X社は、Y社との間で、X社の製品を100万円でY社に売却する旨の売買契約を締結した。売買代金債務および製品の引渡債務のいずれについても弁済期が到来した場合、民法上、Y社は、X社からの売買代金の請求に対し、同時履行の抗弁を主張して、X社が製品の引渡債務につき弁済の提供をするまで、売買代金債務の履行を拒むことができる。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウオ ④ イウエ ⑤ ウエオ

第6問 6-4 (2点)

消費者契約法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、消費者Bに対し、羽毛布団の販売の勧誘を行い、Bとの間で羽毛布団の売買契約を締結した。この場合において、BがA社による不適切な勧誘行為があったことを理由として、消費者契約法に基づき当該売買契約を取り消したときは、すでに履行された債務につき、A社は原状回復義務を負うが、Bは原状回復義務を負わない。
- ② 自宅でA社の訪問販売員から商品の販売の勧誘を受けた消費者Bは、販売員に退去して欲しい旨の意思を表示したにもかかわらず、販売員が退去せず勧誘を続けたため、これに困惑してA社の商品の売買契約を締結した。この場合、Bは、購入した商品に特に欠陥や不具合がなくとも、消費者契約法に基づき当該売買契約を取り消すことができる。

- ③ A社は、消費者Bに商品を売却する旨の売買契約をBとの間で締結した。当該売買契約には、債務の履行に際してされたA社の不法行為により、A社がBに対して負う損害賠償責任の全部を免除する旨が規定されていた。この場合、当該規定は、消費者契約法上無効である。
- ④ A社は、消費者Bに商品を売却する旨の売買契約をBとの間で締結した。当該売買契約では、「買主は、売買代金の支払いを遅延したときは、売主が定めた額の遅延損害金を売主に支払う」旨の特約がなされていた。この場合、当該特約は、遅延損害金の額が消費者契約法の定める上限を超えるときは、その超える部分について無効となる。
- ⑤ インターネットのホームページ上で商品を販売するA社が不特定多数の消費者に対して消費者契約法に違反する一定の行為を行っている場合、消費者契約法上の適格消費者団体は、所定の手続により、当該行為につきA社を被告として差止請求訴訟を提起することができる。

第7問 7-1 (2点)

国際法務に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 完全合意条項 (entire agreement clause) は、一般に、ある事柄に関して最終的な契約書が作成された場合には、当事者は、契約交渉過程で当事者間に成立した合意を、当該契約書の内容を変更するものとして裁判所に提出することはできないとする条項であり、英米証拠法上のルールである口頭証拠排除原則を再確認するものである。

イ. 国際的な貿易の取引条件について定めたインコタームズ (International Commercial Terms) は、条約ではなく、また、それ自体に法的な強制力は認められない。

ウ. 特許協力条約 (P C T) では、発明につき所定の手続により特許の国際出願を行ったとしても、複数の同盟国において出願したのと同様の効果は認められない。

エ. 世界貿易機関 (WTO) には、貿易に関する紛争の当事国が紛争事案を持ち込むことができ、紛争当事国間の協議による解決のほか、小委員会検討を経た報告・採択等の手続により紛争を解決する役割が認められている。

オ. 日本の特許法上、特許権者には、特許権を侵害する製品の輸入の差止請求権が認められているが、税関における輸入差止めについては、関税法上、税関当局の職権による輸入差止めのみが認められ、特許権者が輸入差止めの申立てをすることは認められていない。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウオ ④ イウエ ⑤ ウエオ

第7問 7-2 (2点)

民事保全手続および強制執行手続に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 債権者の申立てに基づき、債務者の所有する物に対して仮差押えがなされた後、当該債権者は強制執行を申し立て、当該仮差押えの目的物について差押えがなされた。この場合、当該債権者は、差押えに先行して自らの仮差押えが存在することを根拠として、当該目的物を売却した価格から、配当に参加した他の債権者に優先して自己の債権の弁済を受けることができる。
- ② 権利の保全のために行う仮処分は、目的物の処分や権利移転を禁止する等、後に本案判決の内容を実現するために必要な現状維持に関することについてのみ行うことができ、本案訴訟において争われるべき権利関係自体について仮の地位を定めることはできない。
- ③ 強制執行の申立ては、確定判決、仮執行宣言付判決、和解調書等の裁判所が作成した債務名義に基づく必要があり、公証人が作成した公正証書を債務名義とする強制執行の申立てはなし得ない。
- ④ 債権者は、債務者が第三債務者に対して有する金銭債権を目的として強制執行を申し立て、当該金銭債権の差押えがなされた場合であっても、自らが当該金銭債権を取り立てることは認められていない。

- ⑤ 債務者の所有する不動産についてすでに債権者により差押えが行われている場合、当該債務者に対する債務名義を有する他の債権者は、当該差押えにかかる強制執行手続において配当要求を行って配当を受けることができるほか、当該不動産について自ら差押えを行うこともできる。

第7問 7-3 (2点)

請負契約に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、B社との間で、広告用チラシの印刷をB社に依頼する旨の請負契約を締結した。B社はチラシの印刷を完成させたが、B社がチラシをA社に引き渡す前に、第三者の放火により、B社の倉庫に保管されていたチラシが焼失した。この場合において、B社が再度チラシの印刷を完成させることが可能であるときは、民法上、B社がA社に対して負うチラシの印刷の完成義務および引渡義務は存続する。
- ② A社は、B社との間で、広告用チラシの印刷をB社に依頼する旨の請負契約を締結した。B社が完成しA社に引き渡したチラシには瑕疵があり、そのためにA社はチラシを使用することができなかった。この場合において、民法上、当該瑕疵についてB社に過失がないときは、A社は、B社に対し、請負人の瑕疵担保責任を追及して損害賠償を請求することはできない。
- ③ A社は、B社との間で、インターネットを用いた販売システムの開発をB社に委託する旨の請負契約を締結した。B社が完成しA社に引き渡したシステムにB社の過失による重要な瑕疵があった場合、民法上、A社は、B社に対し、相当の期間を定めて瑕疵の修補を請求することができる。
- ④ A社は、B社との間で、インターネットを用いた販売システムの開発をB社に委託する旨の請負契約を締結したが、本件契約ではB社が瑕疵担保責任を負わない旨の特約がなされている。この場合であっても、民法上、B社は、完成したシステムに瑕疵があることを知りながらA社に告げなかったときは、当該瑕疵について、A社に対する瑕疵担保責任を免れることができない。

- ⑤ A社は、B社との間で、インターネットを用いた販売システムの開発をB社に委託する旨の請負契約を締結した。B社が完成しA社に引き渡したシステムにB社の過失による重要な瑕疵があり、そのためにA社は、本件契約の目的を達することができなかった。この場合、民法上、A社は、本件契約を解除することができる。

第7問 7-4 (2点)

A株式会社は、B株式会社との合併を検討している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. A社およびB社を消滅会社、C株式会社を設立会社とする新設合併を行う場合には、新設合併契約について、A社およびB社は、それぞれその総株主の同意を得なければならない。
- イ. A社を存続会社、B社を消滅会社とする吸収合併を行う場合、A社は、会社法所定の期間、吸収合併契約の内容等を記載した書面等をその本店に備え置き、A社の株主および債権者の閲覧に供しなければならない。
- ウ. A社を存続会社、B社を消滅会社とする吸収合併を行う場合、当該吸収合併に反対するA社の反対株主は、A社に対し、原則として、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。
- エ. A社を存続会社、B社を消滅会社とする吸収合併を行う場合、原則として、A社の債権者は、A社に対し、合併につき異議を述べて、弁済または相当の担保の提供などをA社から受けることができる。
- オ. A社を存続会社、B社を消滅会社とする吸収合併を行う場合、B社がA社の特別支配会社であるときは、B社においては、株主総会の特別決議による吸収合併契約の承認を得る必要はない。

- ① アイオ ② アウエ ③ アウオ ④ イウエ ⑤ イエオ

第8問 8-1 (2点)

ITにかかわる法規制に関する次のア～エの記述のうち、その内容が適切なものの個数を①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 「電子署名及び認証業務に関する法律」(電子署名法)上、電磁的記録であって情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われているときは、原則として、真正に成立したものと推定される。
- イ. 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)上、特定電気通信役務提供者には、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介するプロバイダは含まれるが、電子掲示板を設置するウェブサイトの運営者は含まれない。
- ウ. プロバイダ責任制限法上、発信者情報の開示請求を受けたプロバイダが開示に応じなかったことにより当該開示請求を行った者に損害が生じた場合、当該プロバイダは、故意または過失の有無を問わず、常に、当該損害を賠償する責任を負う。
- エ. 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」(迷惑メール防止法)上、送信者が、広告または宣伝を行うための手段として送信する電子メールを、あらかじめ送信に対する同意を得ていない者に対して送信することは禁止されていないが、当該電子メールを送信しないようにとの申し出があった者に対して送信することは禁止されている。

- ① 0個 ② 1個 ③ 2個 ④ 3個 ⑤ 4個

第8問 8-2 (2点)

不動産登記に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×とした場合の組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 仮登記は、所有権等の登記をすることができる権利の設定・移転等に関する請求権を保全することを目的として行うことができる。
- イ. 登記義務者に対し登記手続をすべきことを命ずる確定判決を得た登記権利者は、登記義務者との共同申請ではなく、登記権利者単独でかかる登記手続を行うことができる。
- ウ. 不動産の所有者が自己の債権者から強制執行を受け、当該不動産について差押えの登記がなされた後に、当該不動産が所有者から譲受人に譲渡され、その旨の所有権移転登記がなされた。この場合において、当該不動産につき強制競売が行われ第三者が競落すると、当該第三者に対する所有権移転登記がなされ、当該譲受人に対する所有権移転登記は抹消される。
- エ. 不動産が所有者から譲受人（第一譲受人）に譲渡され、所有権移転の仮登記がなされた後、当該仮登記に基づく本登記がなされる前に、当該不動産が他の譲受人（第二譲受人）に二重に譲渡され、所有権移転登記がなされた。この場合、当該仮登記に基づく本登記がなされれば、第一譲受人は、第二譲受人に対し、当該不動産の所有権の取得を対抗することができる。
- オ. 不動産登記簿上の権利者と真の権利者とが異なっている場合、一般に、登記簿上の権利者から権利を譲り受けた者は、不動産登記の内容を過失なく信頼して当該権利を譲り受けたとしても当該権利を取得することはできない。

- | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① | アー○ | イー○ | ウー○ | エー○ | オー○ |
| ② | アー○ | イー○ | ウー○ | エー× | オー○ |
| ③ | アー○ | イー× | ウー× | エー○ | オー× |
| ④ | アー× | イー○ | ウー× | エー○ | オー○ |
| ⑤ | アー× | イー× | ウー○ | エー× | オー× |

第8問 8－3 (2点)

A社は、金融機関や取引先に対して多額の負債を抱えており、約定の弁済ができず、債務超過の状態にある。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A社だけでなく、A社の債権者であるB社も、A社について破産手続開始の申立権を有する。
- ② A社につき破産手続開始決定がなされた場合、A社の債権者であるB社によりA社の所有する不動産に対してなされていた差押えは、原則として、破産財団に対してはその効力を失う。
- ③ B社がA社に対して貸金債権を有している場合において、A社につき破産手続開始決定がなされた後に、A社の破産管財人は、B社に対してA社の在庫商品を売却し、A社の破産財団がB社に対する売掛金債権を取得した。この場合、B社は、当該貸金債権と当該売掛金債権とを対当額で相殺することはできない。
- ④ B社が、A社との間で、A社を請負人、B社を注文者とする請負契約を締結した後に、A社につき破産手続開始決定がなされた。破産手続開始の時点で、B社はA社に対して請負代金を支払っておらず、また、A社の仕事も未完成であった。この場合、B社は、A社の破産管財人の意向にかかわらず、請負代金を支払ってA社の破産管財人に対し当該請負契約の履行を求めるか、または、当該請負契約を解除するかのいずれかを自ら選択することができる。
- ⑤ B社は、A社に対する貸金債権を担保するために、A社の所有する土地に抵当権の設定を受けその登記を経た後に、A社につき破産手続開始決定がなされた。この場合、B社は、原則として、破産手続と関係なく、当該抵当権を実行して競売代金から優先的に当該貸金債権につき弁済を受けることができる。

第8問 8-4 (2点)

X株式会社では、自己株式を取得することを検討している。次のア～オの記述は、X社内において、本件自己株式の取得について話している甲と乙との会話の一部である。この会話における乙の発言のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、X社は、取締役会設置会社であり、種類株式発行会社ではないものとする。また、X社には、会社法上の子会社は存在しないものとする。

- ア. 甲「当社は、特定の株主から自己株式を有償で取得する場合、株主総会において、どのような事項を定めなければならないのでしょうか。」
- 乙「当社は、特定の株主から自己株式を有償で取得する場合、株主総会において、取得株式数、取得の対価の内容およびその総額、取得可能期間および特定の株主に対して取得条件を通知する旨を定める必要があります。」
- イ. 甲「当社は、株主総会の決議を経ることなく、特定の株主から自己株式を有償で取得することはできますか。」
- 乙「当社は、取締役会設置会社ですから、取締役会が株主総会に代わって決議等を行うことにより、特定の株主から自己株式を取得する旨の決定をすることができます。」
- ウ. 甲「当社が自己株式を取得する際に株主に支払う対価について、財源に関する規制はありますか。」
- 乙「当社は、自己株式取得の際に株主に対価を支払うことにはなりますが、一方で自社の株式を取得するのですから、損害を被るおそれはありません。したがって、会社法上、自己株式取得の対価について、財源に関する規制は設けられていません。」
- エ. 甲「当社が市場取引または金融商品取引法上の公開買付けにより自己株式を取得する場合、どのような手続が必要となりますか。」
- 乙「当社が市場取引または金融商品取引法上の公開買付けにより自己株式を取得する場合、株主平等原則に違反するおそれは生じないので、会社法上、自己株式の他の取得方法に比べ、自己株式を取得する際の手続上の要件は緩和されています。」

オ. 甲「当社は、当社の株主総会において、取得した自己株式に基づく議決権を行使することはできますか。」

乙「会社法上、株式会社は、自己株式については、議決権を有しないとされています。したがって、当社は、取得した自己株式について、当社の株主総会において議決権を行使することはできません。」

- ① アイウ ② アウオ ③ アエオ ④ イウエ ⑤ イエオ

第9問 9-1 (2点)

倉庫寄託契約に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 保管期間満了後に寄託者が目的物の引取りを拒んだ場合、商法上、倉庫営業者は、目的物を供託することはできるが、競売に付することはできない。
- ② 倉庫営業者は、保管期間の定めがある場合、民法上、当該期間が経過する前は、寄託者から寄託物の返還請求を受けても、これに応じる必要はない。
- ③ 倉庫営業者は、民法上、寄託者の承諾がなくとも、他の倉庫営業者に受寄物の保管をさせることができる。
- ④ 商法上、倉庫営業者は、受寄物の滅失または毀損につき、それが自己またはその使用人の故意または過失によって生じたことを寄託者が証明しない限り、損害賠償責任を負わない。
- ⑤ 寄託者は、倉庫営業者に寄託をする場合、商法上、受寄物の出庫の時に保管料その他受寄物に関する費用を支払わなければならない。

第9問 9-2 (2点)

A社は、B社に対して500万円の金銭債権(甲債権)を有しており、B社は、C社に対して500万円の金銭債権(乙債権)を有している。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 乙債権について、第三者に対する譲渡を禁止する旨の譲渡禁止特約が付されている場合、A社は、乙債権に付された譲渡禁止特約について悪意であるときは、B社から、乙債権について取立ての委任を受けることはできない。
- ② 乙債権について、C社がB社に対する同時履行の抗弁権を有している場合において、A社が、B社から、乙債権について取立ての委任を受けた。この場合において、A社が同時履行の抗弁権の存在につき善意であったときは、C社は、当該同時履行の抗弁権を行使してA社からの取立てを拒むことはできない。
- ③ 乙債権について、B社がC社から弁済を受け乙債権が消滅した後、B社は、A社に乙債権を譲渡し、その旨をC社に通知した。この場合において、乙債権が弁済により消滅していたことにつきA社が善意であったときは、C社は、A社からの乙債権の弁済の請求に対し、乙債権が消滅したことを理由としてその請求を拒むことはできない。
- ④ B社は、A社に乙債権を譲渡し、その旨を確定日付のある証書によりC社に通知した。その後、B社は、D社にも乙債権を譲渡し、その旨を確定日付のある証書によりC社に通知した。この場合において、A社に乙債権を譲渡した旨の通知が、D社に乙債権を譲渡した旨の通知よりも先にC社に到達したときは、A社は、本件債権譲渡をD社に対抗することができる。
- ⑤ B社は、A社との合意がなくても、甲債権の代物弁済として、乙債権をA社に譲り渡し、甲債権を消滅させることができる。

第9問 9-3 (2点)

国際法務に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① X国の会社であるA社は、日本の会社であるB社との間の民事上の法的紛争について、B社を被告としてX国の裁判所に民事訴訟を提起した後、同一の紛争につき日本の裁判所にも同一の内容の民事訴訟を提起した。この場合、日本の民事訴訟法上、先に民事訴訟が提起された裁判所に優先権が認められ、後から民事訴訟が提起された裁判所は訴えを却下しなければならないとされているため、当該日本の裁判所は、A社の訴えを却下しなければならない。
- ② アメリカ合衆国(米国)の会社であるA社の製造販売した航空機がX国で墜落事故を起こし、日本人の乗客Bが死亡した。この場合、Bの遺族であるCが、A社に対する不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を米国の裁判所に提起したときは、米国の法律に基づけば当該米国の裁判所に管轄があるにもかかわらず、米国以外の国の裁判所で事件がより適切に審理されると考えられることを理由として、当該米国の裁判所により当該訴訟を却下されることがある。
- ③ 日本の会社であるA社が、X国の会社であるB社との間で、一定の法律関係に基づく訴えに関し、書面ではなく口頭で国際裁判管轄の合意をした場合、日本の民事訴訟法上、当該合意による管轄の効力が生じる。
- ④ X国の会社であるA社は、日本の会社であるB社との間で、B社から日本の甲土地を購入する旨の売買契約を締結したが、その際、準拠法については特段の合意をしていなかった。この場合、日本の法の適用に関する通則法上、当該売買契約について日本の法が準拠法となることはない。
- ⑤ 日本の会社であるA社とX国の会社であるB社は、両者間に民事上の法的紛争が生じたときは、X国の法を準拠法とする旨の合意を行った。この場合、合意されたX国の法と異なる国の法が準拠法となることはない。

第9問 9-4 (2点)

抵当権に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 甲土地および甲土地上に存在する乙建物の所有者Xが、甲土地および乙建物にそれぞれ抵当権を設定し、その旨の登記を経た後、甲土地についてのみ抵当権が実行され、甲土地は競落人Yが所有するに至った。この場合、Xは、甲土地につき乙建物のために法定地上権を取得する。
- イ. Xは、自己の債権者であるYのために自己の所有する甲土地に抵当権を設定し、その旨の登記を経た後、甲土地上に乙建物を建築した。この場合において、Yが本件抵当権を実行するときは、Yは甲土地とともに乙建物も競売に付し、両方の不動産の競売代金全額から一般債権者に優先して弁済を受けることができる。
- ウ. Xは、自己の債権者であるYのために自己の所有する甲土地に抵当権を設定し、その旨の登記を経た後、第三者Zとの間で、Zに甲土地を売却する旨の売買契約を締結した。この場合、Zは、Yに対して、「Yが民法所定の期間内に抵当権を実行して競売の申立てをしないときは、ZがYに対し一定の金額を弁済しまたは供託すべき旨を記載した書面」を送付して抵当権消滅請求を行うことができる。
- エ. Xは、自己の債権者であるYのために自己の所有する甲建物に抵当権を設定し、その旨の登記を経た後、第三者Zとの間で、Zに甲建物を賃貸する旨の賃貸借契約を締結した。この場合、Yは、本件抵当権に基づく物上代位権を行使して、甲建物の賃料がZからXに支払われる前に賃料債権を差し押さえ、優先的に自己の債権の弁済を受けることができる。
- オ. Xは、自己の債権者のために自己の所有する甲建物に抵当権を設定し、その旨の登記を経た後、第三者Yとの間で、Yに甲建物を賃貸する旨の賃貸借契約を締結し、甲建物を引き渡した。この場合において、本件抵当権が実行され、競落人Zが甲建物を所有するに至ったときは、Yは、Zに対し、直ちに甲建物を明け渡さなければならぬ。

- ① アイウ ② アイオ ③ アウエ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第10問 10－1 (2点)

A株式会社における剰余金の配当に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 会社法上、剰余金の配当に関し、純資産額による規制はないため、A社は、その純資産額の多寡にかかわらず、剰余金の配当をすることができる。
- イ. A社の行った剰余金の配当が会社法の定める財源規制に違反するもの(違法配当)であった場合、株主総会で当該違法配当に関する議案の提案を行った取締役Bは、原則として、A社に対し、株主が交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う。
- ウ. A社において違法配当が行われた場合、当該違法配当に関する職務を行った取締役Cは、その過失の有無にかかわらず、A社に対し、株主が交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う。
- エ. A社において違法配当が行われ、当該違法配当に関する職務を行った取締役Dは、違法配当に関する責任として、A社に対し、A社の株主が交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭をA社に支払った。この場合、Dは、違法配当により金銭等の交付を受けたA社の株主に求償をすることができるが、当該違法配当について善意の株主Eは、Dからの求償に応じる必要はない。
- オ. A社において違法配当が行われた場合、A社の債権者Fは、違法配当により金銭等の交付を受けたA社の株主に対して、自己の債権額を限度として、交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を自己に支払わせることができる。

- ① アイウ ② アウオ ③ アエオ ④ イウエ ⑤ イエオ

第10問 10-2 (2点)

A社は、総合スーパーマーケットチェーンを展開している小売業者である。A社の店舗では、生鮮食品、店内加工品、各メーカーが供給している加工品のほか、少数ながら外部のメーカーに製造を委託して生産した自社ブランドの加工食品も販売している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. A社がスーパーマーケットの店内で製造販売している惣菜の一部について、食品表示法により表示が義務づけられている消費期限につき誤った表示がなされていた場合、内閣総理大臣（消費者庁長官）は、A社に対し、当該惣菜に食品表示法に基づく表示をすべき旨の指示をすることができる。

イ. A社がメーカーに製造を委託して販売しているレトルトカレーには、アレルギーについて、食品表示基準に従った表示がなされていないことが判明した。この場合、食品表示法上、内閣総理大臣（消費者庁長官）は、消費者の身体に対する危害の発生の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、A社に対して、当該レトルトカレーの回収その他必要な措置をとるべきこと等を命じることができる。

ウ. A社は、スーパーマーケットの店内で製造している惣菜について、人体に有害な物質を含む魚介類をその原材料として使用していたとしても、当該魚介類には有害物質が含まれる旨を表示した上で当該惣菜を販売すれば、食品衛生法に違反することはない。

エ. A社は、自社ブランド商品として販売に供する食品につき、当該食品が乳児用である旨の特別用途表示をしようとする場合、健康増進法に基づき内閣総理大臣（消費者庁長官）の許可を受けなければならない。

オ. A社の取扱商品のうち、B社が製造販売している濃縮野菜ジュースのパッケージには、医薬品的な効能効果を標榜する記載として、「高血圧を大幅に改善する」旨の記載がなされている。当該ジュースが高血圧の改善に資することが販売前に科学的に証明されている場合、その製造販売につき国の承認を得ていなかったとしても、当該記載をしたジュースをB社が製造販売することは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）に違反しない。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウオ ④ イウエ ⑤ ウエオ

第10問 10－3 (2点)

著作権法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 著作権法上、法人等の発意に基づきその従業員が職務上著作物を作成し、当該法人等が自己の名義でこれを公表する場合、原則として、当該法人等が当該著作物の著作者となる。
- イ. 著作者人格権は、著作物を創作することにより成立し、著作者の死後50年を経過するまでの間、存続する。
- ウ. 著作権法上、著作権は、著作者が著作物を創作するだけで成立し、著作権が成立するために別途何らかの方式を履践する必要はない。
- エ. 著作権の譲渡は、当事者間で著作権を譲渡する旨の合意により成立し、かつ、その合意のみで第三者に対してもその譲渡を対抗することができる。
- オ. 公表されている著作物を引用して複製する場合、当該複製をする者は、その複製の態様に応じ合理的と認められる方法および程度により、当該著作物の出所を明示しなければならない。

- ① アイウ ② アウオ ③ アエオ ④ イウエ ⑤ イエオ

第10問 10-4 (2点)

民事訴訟手続に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 法律上専属管轄の定めがある場合を除き、民事訴訟において当事者となるべき者は、第一審について、合意により管轄裁判所を定めることができる。
- ② 被告が行方不明で訴状の送達場所が判明しないときは、訴状の送達をすることができない場合に当たるため、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。
- ③ 原告または被告の一方が第1回口頭弁論期日に出頭しないときは、裁判所は、その者が提出した訴状または答弁書に記載した事項を陳述したものとみなし、出頭した相手方当事者に弁論をさせることができる。
- ④ 判決の言渡しは、当事者の双方が出頭しない場合でも、行うことができる。
- ⑤ 民事訴訟の第一審の判決に不服がある当事者は、原則として、第一審が地方裁判所の場合は高等裁判所に、第一審が簡易裁判所の場合には地方裁判所に対して控訴をすることができる。